

(1) 当委員会に寄せられた質問事項への対応
(障がい者の移動支援について)

1. 問い合わせ内容について

管外在住者より、檜山圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会あてに、令和4年8月21日メール受信。

内容は「檜山地方（特に南部）の介護タクシーの状況について」とのことで、

- ・ 檜山地方南部の介護タクシー、福祉タクシーの状況について教えてほしい
- ・ 廃業した事業者も多いようだが行政サイドの把握、対策はあるのか
- ・ 具体的な方策があるなら教えてほしい（広域による福祉有償運送や、開業支援など）

2. 回答

運輸局（介護タクシー、福祉有償運送所管）、管内各町（独自の移動支援事業あり）あて照会し各制度の現況を把握（介護タクシーについては直近5年間の廃業の状況も確認）。併せて、北海道の事業である「腎臓機能障がい者通院交通費助成」についても確認し、令和4年9月9日、問い合わせ者あて回答。

併せて、医療機関や薬局等で患者送迎の取組を行っている旨情報提供。

3. 回答結果

令和4年9月10日、問い合わせ者より返信あり。

檜山圏域の地域事情、及び管内の各事業について理解頂けた様子。今後、自身の業務（運送業）の参考にするとのこと。

一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)

※令和4年3月31日現在

※直近5年間の廃止事業者を備考欄に記載

事業者名	所在地	福祉車両数	備考
(株)アール・ケイ・シー	せたな町	1	
(株) 桧山ケアグループやなぎだ	上ノ国町	2	
素敵な過疎づくり(株)	厚沢部町	1	
(有)松岡総合サポート	乙部町	1	
(有)松神建設	せたな町	1	
(株)ティーシーエイ	厚沢部町	—	R1.11廃止
佐藤 千代隆	上ノ国町	—	R3.6廃止
合同会社まごころ	江差町	—	R3.10廃止

自家用有償旅客運送(福祉)

※令和4年3月31日現在

※直近5年間の廃止事業者なし

事業者名	所在地	保有車両数	備考
江差町	江差町	1	運送区域は町内のみ
厚沢部町	厚沢部町	18	
社会福祉法人 奥尻町社会福祉協議会	奥尻町	4	
社会福祉法人 厚沢部町社会福祉協議会	厚沢部町	20	
社会福祉法人 上ノ国町社会福祉協議会	上ノ国町	6	
社会福祉法人 江差町社会福祉協議会	江差町	10	
医療法人 道南勤労者医療協会	江差町	2	
北檜山町農業協同組合	せたな町	6	
特定非営利活動法人 南檜山在宅福祉支援ゆい	江差町	3	

各町ごとの移動支援事業

江差町

・江差町福祉タクシー利用助成

江差町内に居住する障がい等を持つ方が、日常生活の中で、医療機関や買い物などの交通手段として、町内でタクシーを利用する場合の負担を一部助成します。

対象者	内容	備考
身体障害者手帳 1級 身体障害者手帳 2級または3級 (下肢・体幹機能障害に限る) 療育手帳 A判定 難病認定患者 (特定医療費(指定難病)受給者証所持)	・タクシー利用券(500円×60枚)を交付 ・1回の乗車につき5枚(2,500円)まで使用可能	・町外の医療機関等(病院、歯科医院、鍼・灸整骨院等)への通院は利用できません

・江差町高齢者等外出支援サービス

自家用車や一般の交通機関での外出に制限や制約を受ける方に対し、通院移送及び社会参加の機会を提供することを目的に福祉車両での移送を行います。

対象者	内容	備考
(1) おおむね65歳以上で車いすを使用している、または自力で外出することが困難な方 (2) 身体の障がい等により歩行及び移動が著しく困難な方	原則、自宅から町内の医療機関、福祉サービス提供場所までの区間を福祉車両により移送	・介護保険や障害福祉制度による外出支援サービス等の利用者は利用不可 ・料金は4時間まで640円(以後1時間につき160円を加算)

厚沢部町

金銭的な助成はありませんが、障がいの度合いや年齢によっては町独自の「高齢者生活支援事業」の送迎サービスを利用できる場合があります。

ちなみに町内のタクシー会社は今年廃業となり、普通の民間タクシーはありません。

函館市への通院がある人は、乙部町のおとべハイヤーで運行している乗り合いタクシーを使う人もいます。

乙部町

障がい者に対するサービス等はありませんが、民間のタクシー会社(おとべハイヤー)で乗り合いタクシーを運行しています。桧山南部管内と函館市を往復一律6,000円で移動しているもので、障がいの制度やサービス等に対応したものではありません。乗降の際に運転手からの手伝いなどを受けることはあるようです。

奥尻町

町内に住所のある方で、車椅子及びストレッチャーを使用し、介護・福祉車両で島外の病院から奥尻国保病院に転院される場合は助成があります。

対象者	内容	備考
(1) 非課税者 (2) 所得割非課税者	(1) 移送に伴う介護・福祉車両利用料の3分の2を助成 (2) 移送に伴う介護・福祉車両利用料の2分の1を助成	私的理由による違約金は除く。助成額は千円単位を切り捨てた額とし、上限は100,000円

今金町

・今金町重度障害者タクシー料金助成事業

重度障害者の社会への完全参加を促進するために、重度障害者が外出する際利用するタクシー料金の一部を助成し、福祉の増進を図ることを目的とします。

対象者	内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1級または2級 (下肢障害、体幹機能障害、視力障害、心臓・腎臓・呼吸器障害、膀胱・直腸・小腸機能障害) ・身体障害者手帳3級 (心臓・腎臓・呼吸器障害、膀胱・直腸・小腸機能障害) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者1人につき12,000円。(年度ごとに更新) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用できるタクシー会社はせたな町の2社、八雲町の1社

せたな町

・重度身体障がい者タクシー料金助成

対象者	内容	備考
町内に在住で身体障がい者手帳の交付を受けた方 ①1級又は2級の下肢障がい及び体幹障がい ②1級の視覚障がいまたは内部障がい ③下肢障がいまたは体幹障がい3級又は4級で、かつ他の障がい名が加わり総合して1級または2級の重度障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・年額13,920円(基本料金580円×24回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税の免除を受けている方は通年交付の対象とはなりません。冬期間(1～3月)に通院等で利用する場合に限り、6枚を限度として交付できます。 ・利用できるタクシー会社はせたな町の2社

・せたな町精神障がい者通院交通費助成事業

対象者	内容	備考
精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証を保持し、自立支援医療の月額自己上限負担額が5,000円以下で、生活保護法等他の法令等による助成を受けていない者	せたな町から医療機関までの片道の交通費として、1カ月の通院で5,000円まで助成(交通手段に条件はなく、自家用車での通院も助成対象となる)	

北海道の移動支援事業

・腎臓機能障がい者通院交通費補助

1. 補助対象者…次の(1)～(6)の全てに該当する者

- (1) 北海道に居住し、腎臓機能障害により身体障害者手帳が交付されている
- (2) 居住地以外の市町村にある医療機関に通院し、人工透析療法を受けている
- (3) 本人及び配偶者、又は本人の生計を維持する扶養義務者の所得が、次の額を超えない

本人所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円を、同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円)を加算した額

配偶者及び扶養義務者所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0人	6,287,000円
1人	6,287,000円
2人以上	6,287,000円に扶養親族等のうち1人を除いた者1人につき213,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族の他に扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

- (4) 生活保護による移送費等、他の法令等による通院交通費の給付を受けていない
- (5) 身体障害者旅客運賃割引規則による鉄道の旅客運賃割引を受けていない
- (6) 居住する市町村に人工透析を行える医療機関がある場合でも、次のア～カのいずれかに該当する

- ア 居住する市町村の医療機関では透析患者が多く受診できない場合
- イ 当初受診した医療機関に継続して通院が必要な場合
- ウ 合併症等により専門的医療機関での人工透析が必要な場合
- エ 就業等の事情により、居住する市町村の医療機関で受診できない場合
- オ 居住する市町村内に更生医療の指定を受けた医療機関がない場合
- カ 市町村合併により、受診する医療機関が居住市町村内の医療機関となった場合(6カ年度以内に限る)

2. 補助基準額…通院距離(片道)の助成単価

距離区分	補助単価
0km～25km	150円
26km～50km	350円
51km～75km	610円
76km～100km	800円
101km～125km	1,130円
126km～150km	1,280円
151km～175km	1,470円
176km～200km	1,680円
201km～225km	2,020円
226km～250km	2,200円
251km～275km	2,380円
276km～300km	2,540円

3. 補助率

所得税非課税世帯

①月額8,400円以下	→自己負担
①月額8,400円以上	→10/10

所得税課税世帯

①月額1万円以下	→自己負担
②月額1万円以上～3万円以下	→1/2
③月額3万円以上～5万円以下	→2/3
④月額5万円以上	→10/10